

堺 障 推 第 372 号
令 和 2 年 4 月 20 日

指定特定相談支援事業所 管理者様
指定障害児相談支援事業所 管理者様

障害施策推進課長
障害者支援課長
子ども家庭課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援・障害児相談支援の
臨時的対応について(通知)

令和2年2月25日付で厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について」、令和2年4月9日付で厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」が発出されております。つきましては、**当面の間**、下記のとおり運用といたしますので、各相談支援事業所におかれましてはご対応をお願い致します。

記

1 サービス等利用計画案について

サービス等利用計画案については、利用者の署名又は記名押印を求めているところですが、感染拡大防止の観点から、利用者の居宅等に訪問できない可能性や緊急的な支給決定が必要となることが予想されるため、計画案の内容を、電話等により利用者に同意を得た上で、様式1-1の署名欄に『(同意日)本人同意』と記載した計画案を区役所に提出しても差し支えないこととする。ケース記録にも本人に同意を得た旨記載しておくこと。後日、署名又は記名押印のあるものを区役所に提出すること。

2 サービス担当者会議について

サービス担当者会議については、支給決定内容を基に、サービス提供事業所の担当者等の参加により開催するところですが、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行っても差し支えないこととする。

3 サービス等利用計画について

1のサービス等利用計画案と同様、本人の署名又は記名押印を求めているところですが、

電話等により利用者に同意を得た上で、様式 2-1 の署名欄に『(同意日)本人同意』と記載した計画の写しを区役所に提出しても差し支えないこととする。ケース記録にも本人に同意を得た旨記載しておくこと。後日、署名又は記名押印のあるものを区役所に提出すること。

4 モニタリングについて

モニタリングについては、計画で定めたモニタリング時期に居宅等を訪問し、利用者等に面接及びサービス提供事業所等へ聞き取り等を行うところですが、居宅以外で行うことや、電話等により行うことは差し支えないこととする。モニタリング報告書を作成し、本人に同意を得た旨ケース記録に記載し、報告書の写しを区役所へ提出すること。なお、利用者が障害児の場合は、モニタリング報告書の署名欄に『(同意日)(保護者名)同意』と記載しておくこと。

個別で電話等の対応が困難な利用者については、家族や支援者を介し、本人の状況を把握できた場合はモニタリング実施とみなして差し支えない。モニタリング報告書の署名欄に『(同意日)(支援者名等)を介し同意』と記載しておくこと。

5 その他

令和 2 年 4 月 9 日付で厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 4 報)」中の問 12 において、モニタリング実施月でない月に必要な連携を行った場合のことについて記載があります。必要な連携を行い、支給量を増やす必要がある場合は、区役所へ連絡した上でサービス等利用計画案を作成してください。支給量に変更はなく、モニタリング実施月でない月にモニタリングを実施する必要がある場合は、「モニタリング期間変更届出書」を区役所に提出してください。

<問合せ先>

堺市健康福祉局障害福祉部

障害施策推進課 企画相談係(請求以外に関すること) TEL 072-228-7818

障害者支援課 認定給付係(請求に関すること) TEL 072-228-7510

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部

子ども家庭課 障害児支援係(障害児に関すること) TEL 072-228-7331